



パーソナルアシスタント町田通信

VOL. 04 2006年3月発行

梅が咲いて、桜の開花も間近です！春の訪れを感じます♪皆様いかがお過ごしでしょうか。春といえばもうひとつ…スギ花粉です…。私は桜が咲き出す頃から酷くなっていきます…。帰宅前にジャケットをよくはたいて花粉を落としたり、洗濯物の管理は十分にしないとイケません。春はとても好きな季節なのですが、花粉症のことを考えると憂鬱です。何とかしてもらいたいです。春といえば、出会いの季節でもあり、別れの季節でもあります。介助者の皆さんも進退に伴ってシフトの変更があった方もいらっしゃると思います。そこでお知らせなのですが、パーソナルアシスタント町田では、**雇用保険は週二十時間以上、社会保険は週二十四時間以上勤務で加入できます**。シフト変更などで上記の時間数を満たしている方(またはその予定の方)はご連絡ください。

◇4月から障害者自立支援法が施行されます！

4月からはとうとう障害者自立支援法が施行されます。4月は、利用者負担の導入と報酬単価の改正(1%減)ぐらいでさほど大きな変化はないようです。障害程度区分(要介護度)などの本格的な施行は10月からです。3月1日に厚生労働省主催の全国課長会議で発表された資料では10月からの報酬単価は大変厳しいものでした。とりわけ比較的軽度な障害者へのサービスの削減幅が大きく、この単価の案は修正を余儀なくされると考えられます(そうでなければ経営難の事業所が続出です)。

メアド未登録の方！ 先月に引き続きお知らせします！
パーソナルアシスタント町田メールアドレス(全部小文字です)

pam@w7.dion.ne.jp

※くれぐれもお間違えのないようにお願いします！

※パーソナルアシスタント町田で社会保険加入者の人！必読！

健康診断を受けていらっしゃる方が若干名います。労基法に定める義務ですので受診して下さい。健康確認にも良い機会です♪よろしくお願いします。

※自薦ヘルパーでの自立生活では、介助者の直前のキャンセルは大変に困ります。健康管理も仕事のうちです。うがい、手洗いは欠かさず行うようにしてください。

(有) パーソナルアシスタント町田
194-0013 町田市原町田2-7-19-106
TEL/FAX: 042-721-0838
MAIL: pam@w7.dion.ne.jp



緊急時（携帯）：090-1406-9367